

確定稿

朝霞市総合振興計画審議会（第 1 1 回）
会議録

平成 2 6 年 8 月 2 2 日

政策企画課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市総合振興計画審議会（第11回）		
開 催 日 時	平成26年8月22日（金） 午後3時00分から 午後5時05分まで		
開 催 場 所	朝霞市役所別館5階 大会議室手前		
出 席 者	別紙のとおり		
会 議 内 容	別紙のとおり		
会 議 資 料	・ 朝霞市総合振興計画審議会（第11回）次第 ・ 第5次朝霞市総合振興計画策定方針 ・ 【資料番号11-1】 第5次朝霞市総合計画基本構想（骨子案） ・ 【資料番号11-2】 第4次総合振興計画と第5次総合計画（骨子案）との比較 ・ 【参考資料】 第5次基本構想（骨子案）（第10回審議会資料）に対する委員からの意見とその対応		
会 議 録 の 作 成 方 針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	☐ 要点記録		
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去	
	☐ 会議録の確認後 か月		
そ の 他 の 必 要 事 項	会議録の確認方法 委員全員による確認		
	傍聴者 2名		

朝霞市総合振興計画審議会（第11回）

平成26年8月22日（金）

午後3時00分から

午後5時05分まで

市役所別館5階 大会議室手前

1 開 会

2 議 事

（1）第5次総合振興計画基本構想（案）について

3 そ の 他

4 閉 会

出席委員（17名）

第1号 議員	市議会議員	大 橋 正 好
	市議会議員	小 池 正 訓
	市議会議員	田 辺 淳
第2号 教育委員会委員	教育委員会	鈴 木 泰 代
第3号 農業委員会委員	農業委員会	小 峰 保 夫
第4号 市内の公共的団体等の役員・職員	朝霞市社会福祉協議会	野 本 正 幸
	朝霞市自治会連合会	島 礼 次
	【副会長】 朝霞市商工会	鈴 木 龍 久
第5号 知識経験を有する者	【会 長】 東洋大学法学部教授	沼 田 良
	東洋大学法学部教授	齋 藤 洋
	大東文化大学経済学部教授	中 村 年 春
	大東文化大学環境創造学部准教授	島 田 恵 司
	（有）プロセスデザイン研究所	百 武 ひろ子
第6号 公募による市民		佐 野 隆
		高 橋 明 子

村 上 靖 子
安 野 さくら

欠席委員（３名）

第４号 市内の公共的団体等の役員・職員

朝霞市PTA連合会

渡 邊 誠

朝霞市青年会議所

吉 山 隼 人

第６号 公募による市民

大 石 正 司

事	務	局	市長公室長	田 中 幸 裕
事	務	局	同室次長兼政策企画課長	神 田 直 人
事	務	局	同課主幹兼課長補佐	佐 藤 元 樹
事	務	局	同課専門員兼政策企画係長	大 瀧 一 彦
事	務	局	同課同係主査	又 賀 俊 一
事	務	局	同課同係主任	芦 原 なつみ

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 1 開会

○事務局・芦原主任

皆さん、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、朝霞市総合振興計画審議会第11回の会議を始めさせていただきます。

なお、本日、吉山委員、渡邊委員、大石委員から欠席の旨、御連絡いただいております。百武委員からは遅れるということで御連絡をいただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日配付しております次第、第5次朝霞市総合振興計画策定方針、第8回会議録のほかに、事前に配付させていただきました資料として三つございます。【資料番号11-1】第5次朝霞市総合計画基本構想（骨子案）、【資料番号11-2】第4次総合振興計画と第5次総合計画（骨子案）との比較。【参考資料】第5次基本構想（骨子案）（第10回審議会資料）に対する委員からの意見とその対応の3種類となっております。

以上、おそろいでしょうか。

では、議事に入る前に、前回の会議の冒頭でもお伝えいたしましたが、第5次の総合振興計画の名称を総合計画に変更することにつきまして、先月7日に庁内策定委員会を開催し、第5次朝霞市総合計画策定方針を改定する旨を報告しまして承認をいただきましたが、今週18日に庁議を開催しまして、そちらにおいても承認をいただきました。

現在、市長まで決裁が終わりまして、お手元に配付させていただいたところでございます。

それでは、議事に入りたいと存じますので、議長の沼田会長に進行をお願いしたいと思います。お願いします。

○沼田会長

皆さん、こんにちは。

猛暑の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ここに来ただけでも一仕事終わっているような感じがしますが、できるだけ迅速に会議を進めていきたいと思います。

初めに、この会議は原則公開としていますので、傍聴要領に基づいて傍聴を許可することといたします。

本日の傍聴希望者は何人でしょうか。

○事務局・又賀主査

二人です。

○沼田会長

二人ですね、要領に沿って希望者を入場させてください。

なお、会議の途中で傍聴希望があった場合には、傍聴席の範囲内で入場していただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、会議に入る前に、一言報告をいたします。

先月の24日でしたかね、懇談の要望があつてですね、この市の都市計画マスタープラン検討委員会というところから懇談をしたいというので、私と鈴木副会長、それから数名の有志の委員と、それから向こうは委員長という組合せで懇談をしたんですけれども、同じまちの計画を作っているの、連携、協力できないかと、そういう趣旨のお話だったんですね。それはもうやぶさかではないというふうに申し上げたんですけれども、私は違う会議で中座したので後から聴いたところでは、都市計画のマスタープランの中で五つの地区があつて、それぞれ懇談会をやるので、その懇談会の概要をこちらへ情報提供するので、使えたら使ってほしいというような提案が向こうからはあつたようです。それから、私が途中で申し上げたのは、こういう懇談も大事ですけれども、事務レベルで事前に調整をまずやってもらいたいということと、都市計画の検討委員会の中でこういう連携についてどういう議論をされたのかというのは、聴いたところやっていないというお話だったので、それも是非やってくださいという要望をして終わっています。向こうから何か具体的な提案があつたり、あるいは事務局のレベルで何か調整があつて、まとまったらまたこの会議にかけてですね、協力ができるかどうかというのをまた検討していきたいというふうに思っています。今のところはそういう状況ですけれども、一応御報告をしておきます。

◎2 議事（1）第5次総合計画基本構想（案）について

○沼田会長

それでは、議事に入りますが、今日の議題は第5次総合、これ「振興」が取れたんですよ。総合計画基本構想（案）についてという、これ1個だけになっております。しかも、これは今日は懇談だけで、決定はしないということになっていますので、自由に、フリートーキングに近い形でやっていただいてもいいと思います。

本日の会議の趣旨と、それから配付されている資料について、まず事務局から説明をお願いします。

○事務局・又賀主査

資料の説明の前に、先ほど総合振興計画策定方針の説明をさせてもらったんですが、傍聴者がい

ないところで説明してしまったので、もう一度その部分、繰り返しになりますが説明させていただきます。

総合振興計画の名称を「第5次総合計画」に変更するということにつきまして、先月7日に庁内策定委員会を開催し、第5次朝霞市総合振興計画策定方針を改定する旨を報告し、承認をいただきましたが、今週18日月曜日に庁議を開催し、こちらでも承認をいただきました。こちらの方も市長決裁が終わりまして、策定方針が確定いたしましたので、本日皆様の方に資料として配付させていただきます。大変失礼いたしました。

それでは、事務局からお配りした資料につきまして、御説明いたします。

それでは、【資料番号11-2】から説明させていただきます。

こちらの資料は、基本構想の構成について、第4次、前回第10回審議会での構成、今回修正したものとして三つを比較できるようにしております。前回第10回審議会と、前回皆様からいただきました御意見を【資料番号11-1】として取りまとめをしておりますので、前回から今回にかけてどのように構成が変わったのかを中心に説明させていただきます。

前回お示ししました「将来像を実現するための行動指針」、こちら資料の真ん中辺に、「第10回審議会での構成」の部分の真ん中ちょっと下のところに、「将来像を実現するための行動指針」となっておりますけれども、こちらと、前回の「将来像を実現するための市民と行政が共有する政策理念」、こちらを今回は、「第2章 基本構想を実現するために」として章を設け、その章を構成する要素として「構想推進のための基本方針」と「構想実現のために大切に作る視点」としております。

また、11回、今回の構成の方を見ていただきますけれども、その下の「第3章 基本構想を実現するために行う政策の柱とその方向性」を設け、大きくくりとして六つの施策を記載しております。ここまでが、基本構想になります。

なお、この六つの施策につきましては、本審議会におけるワークショップでまとめられた分類やワールドカフェを踏まえて整理したものでございますが、現在、庁内策定部会を中心に基本計画を策定しているところであるため、しばらくは、この六つの施策については仮置きとさせていただきます。今後、基本計画案が出てきた段階で本審議会でも議論をしていただきたいと思いますと考えております。

もう一度御説明いたしますが、前回第10回審議会での構成では、「将来像」と「将来像実現のための基本コンセプト」と「将来像を実現するための行動指針」までが基本構想という構成になっておりましたが、今回は、「第1章」から「第3章」までが基本構想となっており、前回からかなり膨らんだ構成となっております。

ちなみに、基本構想の下の部分に、「大柱」、「中柱」、「小柱」と表記していますが、こちらが「基

本計画」に当たるもので、現在、庁内策定部会において検討している部分でございます。こちらの基本計画につきましては、11月以降、本審議会において御審議をいただくものとなっております。

この基本構想の考え方についてまとめますと、第5次の将来像の実現に当たっては、まず四つのコンセプトのフィルターにかけること、次に、施策を推進していくに当たっては、企画段階から大事にしなければならないこととして三つの視点があることの2段階というふうになります。

こちらの資料につきましては、以上でございます。

続きまして、【資料番号11-1】を御覧ください。

こちらの資料は、前回の会議において、皆様からいただきました意見を踏まえ、前回の資料で言いますと資料番号10-2と資料番号10-3を一つにまとめ、内容を修正しております。

1ページめくっていただきまして、2ページを御覧ください。

前回は、見開きで「将来像」と「将来像を実現するための基本コンセプト」をまとめていただけでしたが、今回は、2ページと3ページにそれぞれ「将来像」と「将来像を実現するための基本コンセプト」の項目を設け、コンセプトとして掲げた想いを本文に記述しております。

3ページを御覧ください。

こちらは、先ほど2ページの「将来像」と同様の構成にしております。前回、委員の方からの御意見で「背景を記述した方がいいのでは」ということがありましたので、「4つの基本コンセプト」の下に「背景」を記述いたしました。

続きまして、4ページを御覧ください。

こちらがA3版横長になっておりますけれども、こちらは、前回の内容から変更はございません。

続きまして、5ページを御覧ください。

先ほども御説明いたしましたが、前回は「将来像を実現するための基本方針」としていましたが、今回は「構想推進のための基本方針」としております。「パートナーシップによるまちづくり」となっておりますけれども、こちらは例示としておりますので、この表現については本審議会にてまた改めて御意見をいただければと思います。

6ページを御覧ください。

こちらは、前回「将来像を実現するための市民と行政が共有する政策理念」としていたものを「構想実現のために大切にする視点」に変更し、この三つの視点を設定するに至った背景を本文に掲載しました。また、前回「政策理念」として四つ掲げていましたが、「③経営的視点で」と「④持続可能な財政運営で」を合体させ、「経営的な視点を持って」というふうにいたしました。

7 ページを御覧ください。

7 ページは新たに章としまして、基本構想を実現するために行う政策の柱とその方向性を六つの、先ほども説明しましたが仮置きということで記載させていただいております。

最後のページです。基本構想のイメージ図を御覧ください。

先ほども御説明いたしましたが、第5次の将来像の実現に当たりましては、まず四つのコンセプトのフィルターにかけること、次に、施策を推進していくに当たっては、企画段階から大事にしなければならないこととして三つの視点があること、この2段階となっているということになります。また、この施策を推進していくための大きな柱として、六つの施策を図の一番外側に掲げております。なお、この六つの施策につきましては、繰り返しになりますが、庁内策定部会で検討中の基本計画案ができ上がるまでの仮置きとさせていただき、基本計画案ができ上がった時点で御議論していただけたらと考えております。

こちらの資料については、以上です。

続きまして、【参考資料】について簡単に説明させていただきます。中身を一つずつ説明すると時間がなくなってしまうので、この【参考資料】の概要だけ説明させていただきます。

こちらの資料は、前回の審議会の後に委員の皆さんからいただいた意見を左側に、右側に事務局の考え方を記述しております。この右側の意見に対する対応につきましては、本審議会で御議論いただきたいと考えているもの、【資料番号11-1】の中で修正をさせていただいたもの、単に事務局の考えを記述したものがございます。

こちらの【参考資料】の右側の欄は、あくまでも事務局の考えを記述しているものでございますので、この【参考資料】についても本日の審議会で御質問や御意見等がございましたら、御発言していただきたいというふうに考えております。

事務局からの説明は、以上です。

○沼田会長

いろいろ急に言われて、お分かりでないかもしれませんが、ポイントをちょっと私からもう一度申し上げます。

今日の【資料番号11-1】というのがあると思いますけれども、基本構想（骨子案）という、これは前回の資料の【資料番号10-2】と【資料番号10-3】を合体したものです。その点をまず確認しておいていただきたいと思います。全て基本構想に入れたと、そういう意味になります。

それからその中の、【資料番号11-1】の中の5ページですけれども、これは、基本方針をここに掲げてあります。この文言、「パートナーシップ」とか「協働」というのは、これはまだ議論がき

ちんとされていませんので、今日以降、是非この文について検討を深めていただきたいというふうに思います。

それから、6ページの「大切にする視点」ですけど、これ前回四つあったのを三つに統合したんです。行政と財政を統合して、経営という言葉にしたんですけれども、これが中学生が理解できるのかどうかという問題も含めてですね、今日以降、是非ここの検討を深めていただきたいというふうに思います。

それから8ページのこの図です。これも、前回の考え方に合わせて修正してあります。前回よりは分かりやすくなったと思いますけれども、これでいいというふうにまだ言えるかどうかちょっと疑問がありますが、これも是非今日、検討をお願いしたいというふうに思います。

それから先ほど言われていた【参考資料】についてですけれども、これは委員の皆様からいただいた意見を事務局の考えとしてまとめています。一つ一つ検討する方が本当はいいんですけれども、時間的に無理がありますので、これについて御意見が再度ございましたら、是非今日以降についてもまた議論をしていただきたいというふうに思います。

以上で、簡単な説明ですけれども、終わります。

最初にちょっと私から事務局に質問をいたしますけれども、総合振興計画のこの「振興」という字が取れたというのは、市長の決裁が済んだようなんですけれども、審議会の名称はどのようなんでしょうか。

○事務局・田中市長公室長

当面は、この審議会の名称から「振興」を削ることはできないんです。なぜかならば、この審議会は条例に基づいて設置しているものなので、条例の改正をしないと勝手に取ることはできません。したがって、「総合計画」という形で「振興」を取るということになりましたので、これはしかるべきタイミングを見て議会の方に改正案を上程するという手続を踏むことになると思います。

○沼田会長

はい、分かりました。

では、皆さん御意見をお願いいたします。

○齋藤委員

今日は結論を出さなくてもよいということでしたので、逆に言うと、どの部分をどの順番でどのように議論すればよいのでしょうか。つまり、自由に発言してくださいと言われてもちょっと分かりません。

○事務局・又賀主査

すみません、ちょっと説明不足で申し訳なかったんですけども、こちらの基本構想につきましては、今日一応意見交換ということでお話させていただきましたが、10月に再度審議会を開かせていただきまして、そこで大筋を決めたいというふうに考えております。

ただ、今回自由な意見交換というふうにさせていただいたのは、前回の案に対してかなり変わっていますので、もう一度そこで話を深めていかないと固まっていけないのかなということで、今回決めるには余りにもちょっと時間がなさすぎるのかなということで、もう一度今回は前回は踏まえたものをまとめましたので、言い方はあれですけども、片っ端からというか、そのところでもう一度、前回は踏まえて修正をしたものに対しての意見交換をしていただきたいというふうに考えております。

○齋藤委員

ということはですね、今【資料番号11-2】を見ますと、第1章、第2章、第3章というふうに章立てになっていて、第4次のときに作られた冊子と同じようなものを第5次でも作ると思うのですが、その章立てと同じになってくると考えてよろしいのですか。

そうなのですね、分かりました。ということは、全体のことから話せばいいのか、それぞれの章の内部のことについて話せばいいのか、それとも例えばこのイメージ図について話せばいいのか、ちょっと最初の出発点を示してくだされば有り難いんですけども。

○田辺委員

前回ね、かなりこう一気に進みつつある状況があって、参加されていない方も含めてね、付いていけない方はかなりいるんじゃないかなというのは、私も危惧するところで、そういう意味では、時間を取っていただいて、ちょうど9月議会が始まるということもありますけれども、あとは多分、行政側の方がまだそこまでの準備ができていないということもあるんだろうなと思うんですけども、私もちょっとここはゆっくりやっていただきたいなというふうに思うんですね。例えば6ページの「構想実現のために大切にする視点」というこの三つの表現もね、余りにもどうかなというのがあって。

私、今日出していただいた市長決裁の「計画策定の趣旨」のその後に「基本的な考え方」がありますけれども、別に行政の立場でものを言うつもりはないですけども、この計画のね、審議会の中で、やっぱり市民参画が進められていく中でね、市民の思いというのが非常にいろいろと、例えば懇談会等でも多分いろいろな形で出ていると思うんですね。それが表現の中に出てきているのはもちろん分かるんですけども、そのことと行政の側でいろいろそれを腐心してね、その調整をしようとしているのが、かなりずれがあるように思うんですね。

それが結局、基本構想と基本計画、あるいは実施計画のずれという部分で、市民の皆さんはなか

なか実施計画のところまでは御存じないし、また我々もまだこの計画の具体的なことをほとんどやってなく今まで空中戦のような議論ばかりやっているのですね、そういう意味でなかなか付いていけないところがあるのではないかなと思いますね。

私は、今回いただいた資料で改めてちょっと感じていることは、例えば今、情報公開・個人情報保護制度ですけれども、情報公開に関してね、やはり行政の側がそれをやっていこうという姿勢は当然持っているし条例も持っていますけれども、それと共にある市民参画という話がどんどん出てきているというのがあると、それが一つと。

あとは、この2ページ目の、市長決裁の部分の「行政評価制度と連動した計画」と表現がありますがすけれども、こういうものに関してもあんまり今のところ、今回議論しているものの中にね、それに関連するような表現があんまり載っていないと思うんですね。「効果的、効率的な市民参画」という表現は、私あんまりちょっとどうかなと思いますけれども、市民参画ということを行政の側もちやんとうたっているということと、その3番目の「行政評価制度と連動した計画」という表現もあるわけでね、こういったことに関しては、もう少しこの総合計画の中でね、行政の側がそういう発想を持っているというのは、今の時代に当然だとは思いますが、我々やっぱりまだ抜けている部分があるのではないかなというふうに思うので、少しじっくりここは進めていただいて、いろいろな意見を出し合うといいんじゃないかなと思うんですけど。

○島田委員

【資料番号11-1】を拝見させていただいて、全体を通して感じることは、主語が入り乱れているように思えることです。基本構想の基本コンセプトを「私が…」としたので、市民主体で書くという努力は分かるのですが、かえって行政が責任を持ってやるべきことか、それとも市民主体で行うことなのかが分からなくなっていると思います。

例えば3ページを見ていただきますと、実現するための4つの基本コンセプトとなっていますが、下の方を見ますと、「この入口から、あなたが『暮らしつづけたい（つづける）まち』のイメージを広げてみてください。」と、行政が市民に話しかける文体になっています。さらに下を見ると、「このまちが、あなたの描くイメージに近づいているかどうか、しっかり見守っててください。」となっていて、これは、市民主体ではないですね。ところが、後の方を見ていきますと6ページなどは、市民と行政が一体となった形で、大切にする視点三つとなっています。これではいったい、誰が主体の計画なのか分からなくなってしまうのです。

私の意見は、基本コンセプト以外は全部行政の責任で書く方が分かりやすい、というものです。「私が…」という全体のコンセプトにはなっていますが、計画の中身は全て行政の立場で、自治体側の立場で書く方が分かりやすいと思いました。

それを前提とすると、6 ページは、ちょっと問題があります。この「思いやり」と「一人ひとりが責任をもって」と「経営的な視点」は、私流に理解すれば、「公正」、「責任」、「透明」という言葉で表わされると思います。ただ、最後の本当は「透明」というのは、これは行政にとってはアカウンタビリティ、説明責任の話が来ないと本当はおかしいと思うのです。行政側の責任として、思いやりを持ってください、と住民たちに言うのはどうなのかと感じます。自分たちは公正をもってやりますよという意思表示をする、というか、先ほども言ったような形で視点を変えて書き直すとすると、また違う書き方になるのではないかというのが私の意見です。

○沼田会長

私の理解だと、「思いやり」というのは、「人権」だというふうに思っているんですけど。

○島田委員

まあ、その趣旨で書かれてはいないようですが。

○百武委員

これは全体に言えることなのかもしれないんですけど、最初の「将来像」のところで、なぜ「私が暮らしつづけたい（つづける）まち朝霞」になったのかというのが書いてあるんですけども、その部分で、何で「私が」と、「つづける」という言葉を付けたのかということについてちゃんとこのところが表現されていると、随分とあとが読みやすいのかなというふうに思っています。今のところだとあんまり、なぜ「私が」という、とても特異なタイトルだと思うんですけども、そこがちゃんと表現されてないのではないかなというふうに思いました。

それと、先ほどから言われていますけれども、「基本構想を実現するために」というところで、「パートナーシップによるまちづくり」、それから大切にする視点として三つ出ていますけれども、特にこの、最初の基本方針もそうなんですけど、視点としてこの三つというのが具体的にどういうことをイメージされているのかなというのが、ちょっと今一つ分かりづらい。臨時的な、考え方がけなのか、若しくは何か組み込んだ、こういったことをやっていくということを言いたいのか、ちょっとそのところがどういうことを言わんとしてこれを設けているのかというのが分からないので、やはりそこは具体的にこういうことをするということが展望されていないと、掛け声だけになってしまうのではないかなということがちょっと違うかなというふうに思っています。ここがすごく大事な点じゃないかなというふうに思いますので、こういったところが議論されればいいかなと思います。

○佐野委員

今、百武委員のお話されたことと似たようなことにもなるんですけども、この第2章の「基本構想を実現するために」というところですね、「パートナーシップによるまちづくり」というところ

は分からなくもないというところがします。第4次でもうたってますし。ところが今あった、「思いやりをもって」とか「一人ひとりが責任をもって」とかいうところのこの三つの点に関しては、前回突然出てきたという感じがしまして、唐突さがまだ残っていると。前回も何か説明の中では、行政側はそういう視線でやりたいということならば、ああそうですかって話になるんですけども、市民と共にということになると、どういう観点からこの三つが選ばれて、その意味するところは何かというところが曖昧な感じを受けます。

それから、第4次では基本構想を実現するためにということで、そのパートナーシップということと、市民とのですね、それから行財政を何かこう、ちゃんと押さえてというのがありましたけれども、恐らく行財政を押さえてというところは、今回だとその「経営的な視点をもって」というところに変えているんだろうなという気はするんですけど、そういうことで非常に漠然としていて、これの持っている意味合いとか、なぜこの三つが挙がっているのかとか、その辺のところが説明がほしいです。

○沼田会長

今の点について、事務局いかがですか。

○事務局・田中市長公室長

とりあえず、この三つの視点については、役所がやらなくてはならない政策的な仕事の、ある意味では共通に底流に流れているというか。四つのコンセプトもそうなんですけど、さらに実際に仕事を組み立てていくときにここを大事にしたらいいい政策になってくるのではないかという視点です。政策上大事にしておくべきことということで「思いやりをもって」とか「一人ひとりが責任をもって」とかいう、この言葉が適切かどうかも含めて御議論いただきたいと思いますけれども、その観点でチェックをしていく必要があると、そういう思いで、実際にこの基本構想が持っているコンセプトを実現していく過程の中で、もう一段階こういった観点で、実際の政策の形成の中でこういった観点を大事にしようということを再認識するというか確認する意味合いを持っているというふうに私どもは思っています。

○齋藤委員

私の理解では、実はこの三つのところですね、これが前のよくできていると言われていた川西市とは多分違うところだろうと思っているんです。

この三つのところは、第2章の「基本構想を実現するために」というところの中で、そして基本方針がパートナーシップというふうに書いてありましてですね、資料にも書いてありますが、どうやってパートナーシップを実現していくかというところが、多分これから基本計画のところに書かれていくんだろうと思います。ただ大きなところでいきますと、パートナーシップを実現するた

めに、市民が行政の方に入っていくって、計画を作ったり予算を配分したりというのは無理な話なんですよね。ですから、前もお話しましたように、市民がもし協働でできるとするならば、やはり行政というのをチェックするというようなところで協働というふうになってくるのではないかと思います。協働の一面ですね。そのときの評価基準、もう私何回も言ってますけれども、行政に関する評価基準という形でこの発想を使うと。この三つの部分というのが、イメージ図を見ていただきますと、この真ん中と一番外側、さらにその外側に基本計画があるんですけども、この一番重要な市民と行政の共通の評価基準の、方針と言いましょか土台というところに該当するのではないかなと思うんです。その評価基準ということを考えるならば、表現をもっと高くしてもいいかなと思います。これ、余りにも小学生にも分かるようなですね、そういうレベルの何かこう、表現じゃないかなと思うんですけど、もうちょっと難しい表現でもいいのかなという気がします。

○沼田会長

評価になるというのは、重要な指摘だと思います。

先ほど、公室長は政策を立案し、決定し、実行するための基準だというふうに言いましたけど、これは両方の基準に多分なるものなので、今の齋藤委員の指摘は非常に重要な指摘だなと思います。

○鈴木副会長

細かい話になってしまうんですけど、【資料番号11-1】の2ページのですね、「将来像の実現のための基本コンセプト」という形で、先ほど島田委員が言ったように、「私が」という方で、その後は行政の責任が重要ではないかというようなお話がありましたが、私もそうなのかなというふうに感じているわけです。それをそのように感じたときにですね、6ページの「構想実現のために大切にする視点」の、「経営的な視点をもって」という3番目ですね、これの書き出しに、「納めた税金や、まちづくりに参加したことが」と、この部分、責任というところですね、「私が」じゃなく「行政が」ということを考えた場合にですね、「納めた税金や」というところに、何かいい文章がないのかなと。「収入の有効利用や」とかですね、「収入資金の有効利用や」とか、いろんな言葉があると思うんですが、この辺、何かうまい言葉があったらいいなと、そういうふうに今感じております。

○齋藤委員

今、鈴木副会長がおっしゃったこと、島田委員がおっしゃったとおりだと思うんですけども、日本語の文章を基調としても、島田委員がおっしゃったように、主語が分からないんですよ。例えば、この6ページの②の、「一人ひとりが責任をもって」の、一番最初の黒丸ですけども、「一人ひとりがそれぞれの責任を自覚し、互いに協力し合って暮らし続けるまちにしたいです。」って、

誰がしたいんですかっていう話になってきたりしますよね。ですから、今回、朝霞市の文章は、全部主語をきちんと書くということで、いかがでしょう。そうすれば、責任の所在だとか、管轄範囲だとか、そういう部分もはっきりしてきますよね。主語を付けるということは、いかがでしょうか。

○田辺委員

私、最初から自分のこの参加しているスタンスっていうのは、行政計画を立ててるもんだと思っているので、これ基本、行政の中で、もちろん市民参画を進めますっていうのも、これ行政の側が、こういう形を取っていきますという、そういう計画だと思っているので。

それは、確かに「私が」というのをね、その提案されて、それを中心にしているというのはよく分かるんだけど、逆に、島田委員が先ほどおっしゃったように、それを余り強調するがゆえにね、すごく曖昧になって、責任の所在が曖昧になっていく部分があるというのは、私もすごく危惧するところで、やはりチェック機能という、市民の側はチェックするというような話もありましたけども、基本、これ実施計画に全部連動するものなので、やはり、その部分も含めてこの構想自体をどういうスタンスのものにするかっていうことになると思うんですね。これ、議会もそうですけども、基本計画自体は行政の計画ですよ、ある部分。そこは、やっぱり、私はそういうスタンスで臨んでいるんですね。

ただ、最初の部分に関しては、私は、「私が住みつづけたいまち」と、これは、みんながこのまちに住みつづけたいよという意味ではいいと思うんですけども、そういうまちを作るために行政、このまちの行政の在り方はこうなっていくべきだということだね、そこから先は、やっぱり行政にちゃんとおつかぶさっていかないといけないんじゃないかなと、そういうつもりで当然いらっしやると思うんですけどもね。

○百武委員

おっしゃるように、行政の計画だとは思いますが、行政だけができるわけではなくて、行政もやるし、市民の側も、その気になってもらわなきゃいけないという計画だと思いますので、特に、「パートナーシップによるまちづくり」、これ、「パートナーシップ」とか、「協働」というのが、どういうふうに理解されるのかっていうのは、本当に市民の方に響くかどうか分からないんですけども、例えばそうだとするならば、なおさら、「行政の役割はどうだ。」「市民の役割はどうなんだ。」「事業者の役割どうなんだ。」と、役割をいったん明確にするっていう、「こういうふうにしてほしい。」という願いもあるかもしれないんですけども、やはり、行政だけが巻き込むっていう、主体になって巻き込ませるというか、そういう主体というだけではなくて、やっぱり市民が自分からこれに参加したいと思ってもらわないと、これは実現していかないということも含めて、

それぞれの役割ということを示すべきなんではないかなというふうに思っています。

○島田委員

5 ページに、「パートナーシップによるまちづくり」と書いてあるわけですが、私の考えでは、「協働」というのは「参加」と対であって、「参加と協働」というように使うことが望ましいと思います。

その考え方からすると、6 ページのところは、最初に必要なのは、やはり、情報の公開と透明性だと思うのです。「情報なければ参加なし」と言われています。まちにおいて、こういうことが問題になっている、自治体は財政的に大変だとか、まちは子どもたちが少なくなるぞとか、そういう情報がないと、どのように住民たちが参加していいかわからないわけです。だから、そういう公開や透明性みたいなものが、第一に必要であって、次に住民たちの参加がある。住民たちの参加に対しては、行政の側はそれを十分に保証していくということがあって、最後に両者の責任が問われてくるのではないのでしょうか。行政側の責任と、それから参加する側の住民たちの責任です。公開と透明性があって、参加があり、最後に両者の責任というように記述が並べばつながりがよいのではないかと、そういう提案です。

○中村委員

島田委員の意見に賛成です。

先ほどからいろいろな意見、議論をお伺いしていても、どうもしっくり落ちてきませんでした。それは、この骨子案の構成自体に対する疑問あるいは再（若しくは修正）提案と、各章の内容とりわけその帰結部分に対する意見等が交互に出されていて、やや議論が噛み合っていないのだと思います。確かに、各章の内容の記述については、主語がない（省略されている）とか、文章それ自体がまだ十分練られていないなど、不十分な点は多々あります。しかし、これについては、これから先いろいろ議論がなされる中で整理され、最終的な文言におさまっていくのだろうと思っています。したがって、ここではあまり内容の細かいところの議論より、まずこの骨子案そのものに対して、この構成でよいのかどうか、修正の必要があるのかどうか、その議論を先行して欲しいと思います。そこが決まってくれば、あとは自ずとその骨子の中身の説明文も練られてくるのではないかと考えます。

そして、朝霞の将来像については、「私が暮らしたい（つづける）まち朝霞」で合意ができています。では、このような朝霞を今後どのようなコンセプトの下で創っていくのか、ということが課題となります。そこで出てきたキーワードが「参加」と「協働」です。「新しい公共」の概念やその議論がなされてから久しいわけですが、これからの「まちづくり」「地域づくり」をするにあたって「参加」と「協働」の手法を取り入れることは至極当然のことで、反対の余地はないと思いま

す。私は賛成です。

ただ、先ほどの島田委員の意見にもあったように、この3つの視点ではやや不十分と、少し物足りなさを感じているのも事実です。もう一つの視点として、「透明性」「公開性」というキーワードが入ってもいいのではないかと考えています。

以上です。

○沼田会長

中村委員、この構成については何か御意見ございますか。

○中村委員

この構成については、将来像はすでに合意ができています。さらに、その将来像の実現に向けては、それをパートナーシップで、「参加」と「協働」という手法で「まちづくり」をしていきます。これについても異論はありません。それから、大切にする視点については、もう一度ご検討いただいて、島田委員の意見を取り入れるのが適切と考えます。また、第3章の政策の柱とその方向性については、もう少し議論を続けたいと思います。ただし、イメージ自体は、コンパクトにできていて、これはよいと思います。

○沼田会長

順番はいかがですか。この1章、2章、3章の。

○中村委員

特に異論があるわけではありませんが、もう少し考えさせてください。

○沼田会長

はい、分かりました。

そのほか、御意見ございますか。

○齋藤委員

今、中村委員が全体の構成を、ということについて、御提案がございました。私も、そういうふうに思っていたんですけども、この全体、とりあえず1章、2章、3章に分けるとするのは、これでいいと思います。ただ、このままですと、どこの市町村にもあるような、何かつまらないような気がするんですね。朝霞市が朝霞市であるということを、全面的に市民に対しても見せるためには、非常に何か特徴的なものを出さなければいけないなど。

3章立てで、1章はこれは大きなコンセプトなり、将来像を載せました。3章は、現段階では具体的にこの六つ、その後に細かい施策が続きます。問題は、この第2章だと思うんですね。これは1章と3章をつなげる部分、橋なんですね。この第2章の部分をもどのように、どのようなもの、意味を持たせるかということなんですね。

先ほどから、この例えば、この【資料番号 11-1】の 5 ページから 6 ページにかけて、このパートナーシップ、「協働」、「参加」、それから「思いやり」など、この部分のことについて、委員の方々いろいろおっしゃってるんですけど、私自身は、極端なことを言うそうですね、議論ですから、いろいろ意見が出やすいように、極端なことを言いますと、「パートナーシップ（協働）」という表現を使わなければいけないのだろうか。

○沼田会長

いえ、全然。

○齋藤委員

ですね。

ということは、私の発想だと、何と言っても市民は行政をチェックしないといけない。そしてこの 6 ページの三つ、あるいは四つになるかもしれませんが、これは、形ができているんだろうということにするならば、5 ページの、パートナーシップのまちづくりではなくて、行政と市民の対立によるまちづくりというような発想ですね、逆説の議論ですが、そっちの方が、この 6 ページの方がお互いに対立関係、これはいい意味での対立関係ですからね、この対立関係の中で共通の評価基準を持って、行政のやっていること、様々なことを評価しますということで、この第 2 章の性格が非常に明確になってくると。

第 2 章に書かれている様々な三つなり四つのこの視点というものの、意味もはっきりしてくると。これが、他の地方自治体の作ってるものと違うことになってくると言いますか、特徴になるんじゃないかなと、一つの提案です。

○沼田会長

齋藤委員の、原案に非常に重要なことを言われていて、第 1 章は、長い時間使って皆さん議論して、「住みつけたいまち」であるとか、あるいは四つのイメージを作り上げて、ここで合意はあるわけですよね、既にね。で、第 2 章はね、やっぱり唐突なんです。唐突に、これ真正面で議論したことが実はないので、何かついでに出てきて、前はブリッジだったのが、いきなりこれ入っているわけですね、今回はね。だから、そういう意味で戸惑いがあるって、さっきからいろいろ皆さんが言われていること、この第 2 章の位置付けが一体どうなっているのかっていう。だから、主語がよく分からないというのは、こういう意味なんです。

やっぱり、何となく座りが悪い部分ではあることは事実で、事前の打ち合わせでも、これと違う案を実は訂正したりしているんですけど、それでもまだ座りが悪くて。だから、ここを今日以降というか、今日、齋藤委員が言われている、この第 2 章の位置付け、扱いをどうするかっていうのは、実はポイントなんだろうなと。

それから第3章は、これは、「仮置き」ですから、これは議論する必要はないので、今日議論することは、この第2章の位置付け、意味ですね。あるいは、訂正案、修正案でもいいんですけども、これが、そもそもどうあるべきなのかっていうことについて、皆さんの合意が得られていないんだと思います。今まで議論を伺って、思いました。

○田辺委員

私、議会の側のスタンスで、朝霞の市民参加条例というものを検討すると言ってきている。結局、全国的な流れですけれども、この5ページのね、この「基本方針」だとか、「パートナーシップ（協働）によるまちづくり」というのは、自治基本条例の内容かなと、基本的には。そういう見方をしたときに、その6ページの部分で、先ほど、「思いやりをもって」っていうのは、会長が、人権という話をされたわけですが、例えば、行政評価というような部分の話で市民参加というか、司法的なね、基本、三権分立っていうのがね、その地方行政でどうなのかっていうのがちょっと分かりませんが、ただ、オンブズマン的なものとか、もう少し市民を守るような仕組みっていうのは、行政としてこれからあっていいだろうということと。

あと、この「経営的な視点」の部分に関しては、計画に関してね、もう少し明確にしていて、その中でやっぱり重要な部分として、この第4次総合振興計画の後期基本計画の冊子13ページのね、「将来都市構想図」ってのが、そこに入って、この間も議論をちょっとしましたけれども、これ皆さん是非よく見ていただいてね、これをまたどこに入れるのかなということもあるんですけど、私は、都市計画マスタープランは、この将来構想図を5地区にゾーニングしてそれをもう少し細かくこの構想図を作っていくということだと思うんですね。まだ、そういう部分、計画もそうですけど、今後、どんどんどんどん、新しく進めていく部分というのも、このどっかに、つまり、構想実現のために大切にする視点の中のね、一つの計画性、経営的な視点をもっているというところか分かりませんが、入れ込んでいく、どんどんリニューアル、リフレッシュしていくものというのがないと、そこをもう少し市民参画に基づいてそれを進めていくという形が必要なんじゃないかなと思うんですね。

基本は、この前の自治基本条例の立て方が、どういう形になるのかなということに、かかわってくるんですね。

○百武委員

先ほどの「パートナーシップ（協働）によるまちづくり」なんですけど、それが、先ほど島田委員がおっしゃったようなことの内容で、私もいいんじゃないかなと思うんです。

ただ、「経営的な視点」というのは、また別で、「協働」と、ちょっと違うと思うので、もしかして、二つが組み合わさったものが、この基本方針なのかなと。「協働によるまちづくり」と、ちょっと

と「経営的な」というのは、また違う視点じゃないかなと。それを包含するような基本方針があるのか、もうその基本方針をやめて、その「協働」と「経営」という二つの柱で考えるっていうのがあるのかなというふうに思いました。

先ほど、島田委員がおっしゃっていて、いいなと思ったのは、これが言葉だけでなく政策につながってくるっていう、例えば、「透明性」の話ですとか、「参加」ですと、どれぐらいの参加、どういう方針で参加させるのか、参加してもらうのかとか、そういったことにつながっていくと思うので、とてもいいんじゃないかなというふうに思います。そうじゃないと、逆に言うと言語だけで何かやってるのか、やっていないのか分からないような検証できないことになってしまうんじゃないかなと思いました。

もう一つ、この基本コンセプトで四つ立ててますけれども、ここに政策とくっつかないんですね。計画、具体的な計画というのは、これはこれとして、またこれを市民生活とか災害対策とか、そっちの方でそしゃくして書くということになってくると、コンセプトを作った意味って何なのかになって、ちょっと。

これは、市民、市民主体。考えてみると、この4つの基本コンセプトが分かりやすいんじゃないかなという話で四つのコンセプトが出てきたと思うので、これに対して、だから、これを実現するために、こういうような計画、具体的な施策がありますよというものをくっつけておくと。最後に、それだと各部局が何をするのか分からないからというので、一応、分かりやすく各部局が自分のところの政策が何なのかっていうので、仮に、こういうふうなことで、「災害対策」だとか「高齢者」だとか、そういうのに分けてるというふうに私の中では理解しているんですけども、もしかしたら基本コンセプトは、このコンセプトのこの文言だけで終わっちゃうんだとしたら、最初のこの意図というのが、うまく伝わらないんじゃないかなというのが、ちょっと危惧しています。

○沼田会長

【参考資料】の14番が、その意見だと思うんですけども、事務局サイドでこれの回答についてちょっと説明していただけますか。

○事務局・又賀主査

こちらの【参考資料】の14番につきましては、左側、委員の方から、「このようにしてはどうか。」ということでしたいたものなんですけど、確か前回の会議のときに、ここまで細かくはしてなかったんですけど、前回の会議の資料の中でも、マトリクス的にはめていたやつがありましたけれど、突き詰めていくと、全部が全部、その大小は関係ないですけど、それを明確にしようとする全部に当てはまるんじゃないかということで、かえって分かりづらくするのではという意見もありまして、確かにそうだなというところから、いただいた意見だけを、確かにそうだなっていう

ふうには思うんですが、この議論をすればするほど、「いや、実は土地利用にも子育て入ってくるんじゃないの。」とか、そういう議論にどんどん入っていつちゃいまして、ちょっとそこを危惧しまして、最終的にはまとまりつかないんじゃないかなということで、今回この表をやめようということにしました。

○百武委員

この4つの基本コンセプトで出てくる施策というのが、全部が今回の基本計画を網羅されていなくても、私はいいと思っています。というのは、この、特にここが大事だという点も含まれているんじゃないかと思ってますので、この「安全、安心なまち」に対しての施策が出てきた。それは重要な、特に朝霞で考えていく上で、重要な施策として出てくるはずですし、「子育てしやすいまち」というのも、「子育てしやすいまち」に対する施策がこの下にくっついて出てくると、これはすごく朝霞では重視している施策なんだということが分かると思うので、やっぱりこれに対する、じゃあ具体的に何をしていくのかというのを、例えばこの中で見ていくと、それだけで特にどこに力を入れていくのかというのが分かるかなと思うんですね。

後ろの方の基本計画は、どちらかと言うと網羅的に出てくる部分も多いと思うんですね。やらなければいけない部分。そういう意味で、ここにはつけていただいた方が私は、意図というか、何でこの四つのコンセプトなのかというのが分かるかと思います。

○鈴木副会長

いろいろ議論してますとですね、各自いろんな知識がおりますから、いろんな意見が出てくると思いますけど、第1章、第2章、第3章という中からですね、基本コンセプト四つまでは、うまくできたわけですね。第2章のですね、「パートナーシップ（協働）によるまちづくり」、これは、その（1）、（2）の中で、後から（2）が出てくるわけですね。一人ひとりが思いやりを持って、責任を持って、あるいは、経営的な視点をと。そして、これが第3章の六つの分野に広がり、そして9月からはですね、市の各部局がこれについていろいろ議論されてですね、実現可能な問題が出てくると思うわけです。

そういうことを考えたときにはですね、今、一番皆さんと議論している中で、基本構想の実現をするために、「パートナーシップ（協働）によるまちづくり」と、それから、（2）の方の3つの中で、「経営的な視点をもって」と、この位置がですね、ちょっとおかしくなって、議論がまとまってこないのかなと。この8ページの表ですね、丸。これの上の「基本構想のを実現するために」と、それから下の（2）の方の「経営的な視点をもって」。この二つを、今日は決める場所ではないですけど、この辺を集中的に議論するとですね、「基本構想イメージの図」、これにぴったりはまってくるのかなと私は感じているんですが、いかがでしょうか。

○沼田会長

ありがとうございました。

○島田委員

百武委員がおっしゃったことで考えていたのですが、確かに、第1章と後の文章がつながるのか心配です。せっかく第1章を一生懸命議論してきて4つの基本コンセプトまできたのに、これが果たして第3章、若しくは総合計画までちゃんとつながっていくのか、ということです。3ページに4つの基本コンセプトができているのですが、次の4ページに書いてあることは、本当は政策の大柱なのではないかと思います。

大柱よりもっと太い大黒柱という感じで、本当は第3章の頭に、このようなことがあった方がいいと思います。少し言葉を変えた方がいいかもしれませんが、基本コンセプトよりも少し細かくした文章が第3章の頭にあれば、そうすれば、皆さんも理解しやすいと思います。

子育てひとつをとっても、とんでもないことが子育てにすごく重要だったりするわけです。通学に使う道路を市道にしてガードレール付けておけば、京都の亀岡市のようなことは起こりませんでした。事故現場は京都府道だったわけですが、ガードレールがなかったので子どもたちが後ろから追突されて、多くの児童が亡くなったのです。あれが市道だったら、ガードレールを付けていたでしょう。道路の整備が子育てと密接につながっているわけで、そういうことを念頭に置きながら施策を作ってくると、すごくいいのかなと思った次第です。

第2章については、経営方針を、5ページのところに「経営方針」として2本立てで「パートナーシップ」と「経営方針」としたらどうでしょう。経営方針のところは、計画性とか経営性とか効率性とか、そういうことを述べていただければいいのかなと思います。

○沼田会長

分厚くなるね。

○島田委員

そうすれば、次の視点のところは、先ほど申し上げた公開、参加、責任として、うまくつながると思うのですが。

○沼田会長

ありがとうございます。今日は冴えてますね。

もし意見あったらなんですが、野本委員、何かこの点についておっしゃりたいことありますか。

○野本委員

僕はやっぱり、第2章がしっくりこないのはですね、ここに基本構想という表現がくるのが、将来像とつながりがいいんですよ、どう見ても。せっかく将来像を議論して作ってきたのに、ここ

に突然「基本構想の実現のために」っていうと、基本構想もどこかになくちゃおかしいのかなというふうになったんです。そうすると、基本構想っていうのは、この図式からすれば第1章から第2章、第3章まで関わっているということなので、そうすると、まず基本構想って何なんだろうって。ただ、幾ら議論を聴いててもですね、しっくり入ってこないんですね。

「将来像の実現」、「将来像の基本コンセプトを実現するために」とかって言うのであれば、まだつながりが出るのかなと、ずっと考えていました。

それともう一つは、5ページの第2章は、「基本構想を実現するために」と言っていて、そこで、推進のための基本方針というと、また推進という言葉が出てきて、あの方には本当は実現なんですね。実現のために作っているの。じゃあ推進というのは何だろうと、推進っていうのは誰が推進するのかというふうに今度考えちゃうと、ずっとこれは悩み続けているんですよ。誰のためのかな、ということを考えると、なかなかどういうふうなまとめをしていけばいいのか。

○沼田会長

推進は行政用語じゃないんですか。

○野本委員

そうなんです、これはどうなんだろうというのがずっとあって、この辺、何か分からなくなるなというところで、基本構想という言葉がここに入ってくると、何を実現させたらいいのかっていうのが見えないのかなって。表現の仕方一つだと思うんですけどね。

○沼田会長

そうですね。

○野本委員

私がここで感じたのは、それぞれに関連する、まあ前回の議論の中でも指摘されたように、全て関わっちゃうんですね。それを、主なものみたいな形で特定してしまうと、そこだけがよければいいのか。ほかのところの検討はしないで、そこが中心で終わっちゃう可能性があるんで、余りこういう表現ではない方がいいのかなという感じになったと。

○沼田会長

分かりました。ありがとうございます。

○鈴木（泰）委員

非常にこれは個人的な感覚で、私この前お休みしたために、非常に飛んじゃってちょっと分かりにくい部分があって、それで、まず初めに6ページの、「構想実現のために大切にする視点」というのを、先ほどから、主語がということを先生方がおっしゃっていましたが、多分、これはワールドカフェで子どもたちの意見だったのかなっていうふうに捉えていて、こういう意見が出てき

たんだなっていうふうに思っていたところなんです。

あともう一つ、将来像ということで7ページの、「基本構想を実現するために行う政策の柱とその方向性」という、この6段階に分けてあるこれなんですけれども、前回の第4次総合振興計画の後期基本計画の冊子中の10ページにございますけれども、この前回の将来像を少し直すと、自分で割合縦書きのことが多い日々を過ごしておりますので、こういう形で書く、これを少し直していく方が日本人には非常に合っているかな、なんていうことを思ったりしているところで、その部分に括弧してある、これは非常に大事にしたいし、その上の部分を少し手直しすれば、これの方が、と言ったら失礼ですけれども、こういう方が将来像として合うかなということを思った次第でございますけれども、よろしくお願いいたします。

○高橋委員

前回の会議から、突然「パートナーシップ（協働）によるまちづくり」というタイトルが出てきて、今まで議論していなかったことなので、これは何だろうと思ひまして非常に分かりにくかったですけれども、ただ、新聞とかテレビのニュースなどで最近の情勢とか将来のことを考えると、例えば高齢者人口が多くなりますよね。それについては、やはり市の財政だけでは、とても足りなくなるということもニュースなどで報道されておりますので、その対策としてやはり民間の会社、業者らの力が必要になるっていうことも最近叫ばれておりますので、そうすると10年構想ですよね。10年の構想でそこまで、市の力だけでやっていけないということはないかと思うんですけれども、ただ、そういったことを考えると、やはり郷土を市民、市の業者が市と役所、役所と共に市をつくっていく中で活動ができる機会がきちんとこういうふうに参加して、それでまちづくりができますっていうことを提言していただくと、私は市民として、また平成22年までは朝霞市で事務所を持っていて、今は志木の方で事務所をやっているんですけれども、やはり仕事をしている上でも、市の仕事のお手伝いが市のためにできると非常に生きがいにもなりますし、また事業所の方でも活力になるというか、つながりのある元気なまち、産業が盛んになるということでもいいのかなと思います。

あと広島のと砂災害とかで、災害も今非常に多くて、それについて市の対応が遅れがちだとか、補償の問題でもすぐに市の、被災者の方はすぐにでも生活が困っているんだけれども、市の対応の方は、2か月、3か月先だということもありますので、それであれば、市民として、業者としてもいろいろ活躍、活動させていただければいいのかなと思うんです。そうすると、やっぱり市民が参加して、それで市と共にまちを作っていくと、よい市になるのかなと思いますので、最近そういうことがありましたので、この協働によるまちづくりっていうのは、大切なことになるのかなと思います。

それから、2の方にいきまして、大切に視点ということで、「思いやりをもって」ということが、それが市民と市の方で思いやりを持ってってどういう意味なんだろうと、よく分からないですよ。やはり、「思いやりをもって」って黒ぼちで書いてあるんですけども、それが協働、協働参画っていう視点があるのかなと思うんですけども、「思いやりをもって」とか、この説明では少し足りないかなと思います。

○佐野委員

ちょっと議論が前に戻るんですけども、今現在出されている第1章、第2章の中身ではですね、非常に薄っぺらでですね、紙面の量も非常に少ないと。さらにそれがですね、第1章の方ですね、4ページにある図も、第3章へ持ってこうとかいう話になっちゃうと、ますます、この第1章が更に薄っぺらくなっちゃうと。

第2章に関しては、まだ議論の余地があるということで、ちょっと置いておきますけれども、第1章がこれでは薄すぎると。コンセプトがあつてですね、これじゃあ何のことを言っているのかよく分からなく、何とはなしのイメージで、これで将来が描けるかという、全然まだそこまで行っていないと思うんですよ。恐らく、この最終的な冊子になるまでには、まだちょっといろいろ出てくるのかもしれませんが、今現在見ても、これでは薄っぺらすぎると。

確かに、基本構想だから抽象的な方がいいという御意見もありましたけれども、これだとその抽象的過ぎるということではなくて、中身が非常に薄っぺらで、これじゃあ読む側にとって見えてこないと。

ということで、もっと議論を深めるなりしてですね、もっと誰でも、市民が10年後の朝霞をイメージできる、あるいは、自分たちのまちがこれでよくなるんだという、そういうものが持てるようなものに、もっと中身を濃くしていく必要があるのではないかと思います。

○齋藤委員

私からすると冊子は薄い方がよくて、細かい文字でたくさん書いてあると、読まないと思うんですよ。ただ、説明しなければいけないことは、しなければいけないと思います。

さて、そこでですね、全体の構成からしまして、先生方の御意見をいろいろ聴いてなるほどと思ったのが、第2章がここに入っているからいけないんだということじゃないかと思うんですね。つまり、第1章で将来像を出し、どんなまちかということをやより具体的に四つのコンセプトということで出していく、この段階ではまだあくまでも将来像とコンセプトですね。第3章というのは、これは仮置きですけども、具体的な分野ですよ。ですからコンセプトではないですね、分野です。ということは、先ほど百武委員がおっしゃったように、第1章の四つのコンセプトが、第3章のとりあえず仮置きの六つと全部くつつければ、スムーズにつながっていくということです。

では、第2章は一体何かというと、これは1章と3章と全然質が違うもので、私の発想だと、市民と行政の共通の評価基準だろうと。別の表現にしても、方針でもいいですね。これは1章と3章とは質が違うので、私の個人的な発想だと1章と3章を連続させて、2章は大柱、中柱、小柱、基本計画が全部終わった後の最終的なところにこの具体的な計画を評価したりするための基準として全部に共通のものとして置くという形の方がしっくりくるのではないかなというふうに思います。

○沼田会長

川西市がそうでしたね。いい意見だと思います。

○安野委員

すみません、前回欠席したのでまだ付いていけない部分があるかと思いますが、まず第1章のところ、私は内容は少ないのがいいと思います。長いのは読まないで、逆に簡単な言葉ですぐイメージが湧くようなものの方がいいかなと思いました。

あと、ここに逆に足りないのは、この基本のコンセプトが四つあるんですけど、この四つに決めたその背景を埋めてもいいかなと思います。例えば全国的には人口はお年寄りが多いですけど、朝霞市は若い人口が多く、それを維持し続けたい、これから人口増に持っていきたい、そういうところの説明があるとよりしっくりくるんじゃないかと思いました。

あと、第2章のところ、6ページの視点なんですけれど、「思いやりをもって」と「経営的な視点をもって」は分かります。ただ、「一人ひとりが責任をもって」というところでちょっと、え、という感じがありました。これ、市民に強制的にあなたちゃんとやってねっていうことを言いたいのっていう気持ちが正直ありました。

話が突然飛んでしまいますけれど、最後のイメージ図のところ、こういうふうに図化するのとはとても分かりやすくいいと思います。ただ、色使いのところ、ちょっと暗いんじゃないかなという気は正直あります。青と緑はとてもいいんですけど、真ん中の紫と黄緑はちょっと明るさがいいですね。

○田辺委員

【資料番号11-2】の先ほど又賀主査から説明していただいた部分で、右側の基本構想部分というのは、第3章の災害対策空間整備だとかが載っているのが今後どうするか分かりませんが、この部分までだという話を前提にした場合にはね、少し表現的には前の部分も変わってくるのかなというのがまず一つ。あと6ページのね、齋藤委員と野本委員がおっしゃった基本構想を実現するためにとありますけれど、その実現するためという前提のこの第2章のパートナーシップ、参加と協働というね、この最初の(1)の部分は肝に据えたとして、次の(2)の部分について、「思いやりをもって」という表現の部分は人権だという話もありましたけど、公開も入れていただ

くということと、「一人ひとりが責任をもって」というこの部分は、この表現をするかどうかは別として、計画とか進行管理の部分ということと、それから「経営的な視点をもって」というのは、その行政評価というね、そういう感じです。齋藤委員がおっしゃったのとちょっと違っちゃうかなと思うんですけど、齋藤委員がおっしゃったのは、この三つがそれぞれ行政評価の指標になる、基準になるというお話ですけど、私は公開という部分はやはり捨てられない部分だろうなということと、あと計画と進行管理というのが最近は出てきているんですけど、これに関してもどういう計画の在り方だとか、その進行管理はどういう方法で、というのを議論して、その部分をもう少し入れていくという必要もあるかなと。行政評価に対しても指標は当然入れいくべきだろうなと思いますけれど、この「経営的な視点をもって」というところにもう少し行政評価の指標を議論していくという、それぞれそんな方向はどうかなというふうに感じます。

○佐野委員

第2章でうたわれているパートナーシップなんですけれど、これはもうパートナーシップでやるのが善であるという、あるいは、これでやればまちづくりがよくできるという暗黙のイメージ的なものがあるんですけど、それって本当にそうなのかなと。それで、パートナーシップ、どうやってやるかという運用の仕方なのか、その在りようによっても変わるのかもしれませんが、この言葉自体が善であって、こうやればまちは全体がよくなるという暗黙の了解があってですね、本当にそうかなというところがあって。これは、もう1回吟味する必要があるんじゃないかなという気がするんですね。もしかするとですね、この中身に関しては、自治基本条例を作りたいという意向もあるから、そっちに委ねるというのがあって、あまりここは具体的にうたわな方がいい、うたわなideいいのかなというお考えがあるのかもしれませんが、やっぱりパートナーシップがなぜ必要かということもここで議論してですね、それを何かにしたためるということがあってもっとしかるべきであると。それから、本当にパートナーシップだけでいいまちにできるんだろうかと、行政側としてもっとやらなくちゃいけないことはないんだろうかとか、そういう議論も併せてしていく、深めていく必要があるように感じます。

○野本委員

今の御意見に関わることなんですけれど、結局、パートナーシップによるまちづくりについては、第4次でも掲げているんですね。ということは、第4次を引き継ぐ第5次のときに、そのままパートナーシップで、まだこれは必要ですという意味合いに取るわけですよ。まだ、これから10年もかけますということになるわけなので、その辺は、やっぱり総括をした上で判断をしないといけないのかなという感じはします。これが必要であれば、逆に言うと、第4次の将来像の実現のための基本方針は、パートナーシップによるまちづくりですと言ってもいいのかなというところです。

○高橋委員

先ほど佐野委員がおっしゃられましたように、市民が参加する上で、やはり情報公開とそれに対する評価、あと市の方の指導監督というのは必要になってくるかと思うんですけど、パートナーシップとかそういうことについて、前回の会議で将来像ということで、「私が暮らし続けたいまち朝霞」、じゃあ朝霞ってどうなるんだろうなと思ってワクワクしながらページをめくっていたんですけど、そうしましたらば、パートナーシップと協働というのが出てきて、それで基本コンセプトで責任を持たなくちゃいけないのと思いますので、市民としては、自分が主体として見ますので、第2章を第3章の後の方に入れるという案があったんですけど、区分けしてページをめくっていて、責任を持たないといけないのかとあって、ちょっとうざったいななんて、そんな印象を持ちましたことは事実です。

それで、やはり経営ということになると、やはり「経営的な視点をもって」という、③のこれだけではとても市民としては納得はいきませんので、やはりしっかりどういった透明性があるのか、評価をされるのかということは、もし掲げるのであれば具体的な記述がないと納得はいくものではないと思います。

○百武委員

前半の1章のところですけども、私は先ほど申しましたように、このコンセプトを覆った、薄い、濃いの問題ではなくて、覆った重点施策みたいなものを出した方がいいと思うんです。そもそもそういう重点施策みたいな、今後の10年でこれは特にやっていきたいみたいな、そういう施策の軽重というか、優先して行うべきものをここで掲げた方が私はいいと思うんですけど、掲げることは可能なのか、それともやっぱりそうじゃないのかということは、是非議論をしていただきたいなというふうに思います。

先ほど、「一人ひとりが責任をもって」と言うのと重たい、え、やるのという話ですけど、やっぱりそれは必ず付いて回るものだと思いますし、これからは、ますますそういうふうに、行政に対してこれをお願いします、だけじゃないようになってきていると思うので、それはあった方がいいんじゃないかなと思います。

○沼田会長

私の理解なんですけれども、最初から議論しているのは総花的な計画はやめようと、メリハリを付けるということでしたので、当然優先施策は出てくるものだというふうに今でも思っております。

○百武委員

そうすると、その出てくる場所としては、基本コンセプトのところがそれに当てはまるのかなと。そこで出てくれば、そこではっきり出てくれば次の章に、第2章のこのどういうふうに進めて

いくのかというのがあってもすごく読みやすいんじゃないかなというふうに思います。

○田辺委員

今のお話で考えていくとね、じゃあ将来像という言葉は何なんだということになってくるんですけど、このメンバーで重要な優先順位を決められるのかということにも、もちろんなるしね、私はやっぱり総花的という話も批判的に出ていますけれども、どれもが本当に重要なものばかりだと思っているので、必ずしも優先順位をこの場所で決めるのはなかなか難しいかなと思っているのと、あと市長のマニフェストで、選挙で出てきた人たちの優先されてしまうものって当然ありますよね。なかなかそういう現実においては、この部分で優先順位をとというのは今まではなかったと思います。それを、優先順位を決めようということになったときには、将来像を実現するための基本コンセプトじゃなくなっちゃうかなと。あくまでも、それは今後10年優先させたい施策みたいな形で表現するしかないものじゃないかなというふうに思いますね。ですから、その部分、あと市民参加のね、佐野委員は長く朝霞のいろんなところに参画されて、疑問をお持ちなんだろうと思いますけれども、片やそうすると、議会をどう触れるのかなということにも関わってくるなと思うんですね。議会のことは忘れないようにして今までの計画の中には一切触れないわけですけど、総合計画上、それを触れていくのか、ふれないのか、特に市民参画に関わる部分というのは、あるいは市民との協働というような話になったときには、議会というのは本当は外せないはずなんです。その部分を今までほとんど議論をしないで、議会はみんな参加していますけれども、そういったところで議会の中で議論をしているわけではないわけですね。その市民、私はそれでも議会を補完する策として、確実にこの審議会等、今、公募の委員も入るようになって、昔はこれほとんど、もっともっと閉鎖的な形で議論をしていたし、ほとんど市民は知らない計画だったわけですが、少しずつ知られてきていると。百武委員はかなり市民の参加というのに、かなり強い信念、信念というか自信をお持ちのようですけれども、まだ私は全然朝霞の状態というのはそんな段階ではないと思うし、現実にまだまだほとんどの市民が参加できる状況じゃないし、むしろそのおっしゃっているとおり、今、生活で困窮している方たちばかりでね、そんな行政と一緒に協働参加していくよという、お金もなしで参加なんてとてもできませんという、余裕のある人は、そんなに昼間に参加して休んで出てくるなんて方もそうそういないと思うんですね。そういう意味では、それを行政の側としては開かれた形にしていきたいというスタンスがあるにしても、現実にはなかなか市民の側がその余裕もなくなっているという現実もある中での計画なんだろうなと。だから、私はそういう意味で鈴木委員がおっしゃったようにね、前計画の策定にも関わってきている立場からすると、なるべく前の計画を引き継いで、それをうまくよりよくしていくというスタンスが一番いいのかなと。行政自体も、ここでいろいろと変えるのはいいんだけど、実際にその都度その都度ね、今、朝

霞の、例えば部局が変わるかと言ったら変わってないわけです。そんな変える方向も全然ないですから。例えば、行政体としてですよ、この計画を立てて、じゃあこの総合振興計画に合わせた形の部局編成に変えましょうという、そういうスタンスでいるかと言ったら、多分そこまではさすがに行政の側もね、そこまで対応できていない状態じゃないかなと思います。そういう中での、それでも少しずつ市民に開かれた形での審議会、こんな形でやられているというのは、私は前進だとは思っているんで、よりよく改善できればいいなというスタンスで関わっているんですね。

○小池委員

フリートーキングということでお話をさせていただきますけれど、やはり私も第2章はですね、平たく言うと分からない。皆さんの御意見をいろいろ聴きながら私なりに考えていくと、やっぱりこの【資料番号11-2】の、今回の真ん中より右側ですか、第11回審議会での構成という部分の書き方というのは、少しずつ違うのかなと思います。

まず、1章と2章、さっき野本委員も話がありましたけれど、つなげようがないんですよね。無理やりつなげようとする、私なりの意見としては、1章「将来像」というのをそのまま生かして行くのであれば、2章の文言がですね、「基本構想を実現するために」と書いてあるんですけど、これを「将来像を実現するために」と書けば1と2がつながるのかなと。よく見ると、2章の中身は二つあるんですね。1として「パートナーシップ（協働）によるまちづくり」、2として「構想実現のために大切にする視点」、これが2なのかなと私なりに無理やり理解をしようとするんですね。その「視点」で、じゃあ何かかなと。一つが「思いやりをもって」、二つ目が「一人ひとりが責任をもって」、三つ目が「経営的な視点をもって」、でもこれは、構想というか、将来像を実現するための手法だろうと私は思っているんですね。この手法の仕方をここに書いてあるんだとすると、やはりこれはもう少し皆さんと議論をしなくてはと、ふさわしい文言になってこないんじゃないかなという気がしました。

今のところ考えられるのはそういうところで、【資料番号11-1】の表題を見ると、第1章では、「将来像と将来像を実現するための基本コンセプト」と書いてあるから、何となく分かったような分かんないような気なんですけれど、これは（1）として下に「将来像」、（2）として「将来像を実現するための4つの基本コンセプト」、いわゆる考え方だと思うんですけど、これは1章の書き方としては、将来像と基本的な構想を実現するために基本的な考え方なんだよと、それで（1）で「将来像」、（2）として「将来像を実現するための4つの基本的な考え方」というふうに理解をしていくんだとすると、こっちの【資料番号11-2】の方が何か合わないなということで、ここはやっぱりまだまだ皆さんのお知恵を借りながらいいものに、2章にしていかないと、ぱっと見て理解できないという感じがします。

○齋藤委員

先ほどから第2章の議論になっていて、私もよく見ていると何か見れば見るほどちょっとピンと来ないものなので、小池委員がおっしゃったようにこれは確か二つになっていると、実はこの二つちょっと質が違うんですね。

というのは、最初の「パートナーシップ（協働）によるまちづくり」、パートナーシップという意味と協働という意味は、共通の理解があるのでしょうか。例えば第4次の方の厚い計画ですね、これの144ページと140ページにそれぞれ言葉の意味が書いてあります。144ページの一番下にパートナーシップというのがあって、「互いの違いを認め、自立（自律）した対等な立場で尊重し合い協力する関係性」がパートナーシップというわけですね。だから、互いの違いって、市民と市民、市民と行政、それぞれの違いを認めて、それぞれが自立し対等であれという立場でこういう構想になるというのがパートナーシップであり、140ページにいきますと、協働という言葉が出てくるんですけど、今言ったパートナーシップをもってそれぞれの能力を生かして役割と責任を分担するんだと。そして、同じ目的を実現するための活動であるというものなんですね。ですから、この「パートナーシップ（協働）」というのだと、ちょっとごちゃごちゃしてしまうので、このパートナーシップにするのか協働にするのかで全然違ってきますので、協働にするならば、これは活動ですから、そこに役割と責任をちゃんと分担するべきだろうと。

○沼田会長

第4次の説明が正解かどうかは、それは別のことなので。

○齋藤委員

でも、第4次から第5次に移行するに当たって、言葉が違ったら意味が違っちゃいませんか。

○沼田会長

解釈の仕方ですね。第4次の解釈が正解かどうかは分からない。10年前の話ですから。

○齋藤委員

じゃあ、今は第5次の段階ではどういう意味で使うのかという話になりますね。

○沼田会長

それは、今議論しているところです。

○齋藤委員

もう一つが、思いやり、一人ひとりが責任をもって、これは違うんですね。協働とかパートナーシップとは違う性質のものですから、もしこの第2章を残すとするならばこの上の基本方針の部分に残して、下の大切にしている視点の部分は外すという方がいいと思いますが。沼田会長がおっしゃったパートナーシップと協働、これ、最初の説明では例だということなので、これにこだわる必要は

ないので、この言葉をどういうふうに、言葉の意味がそんなに変わるわけないと思うんですけど、使うのか、あるいは別の言葉にするのかということ、先生方の御意見を伺えたらと思います。

○沼田会長

経営を入れたらどうかというような議論もさっきありましたし、あるいは参加、協働にした方がいいという意見もあったでしょ。

○齋藤委員

それは、下の大切にする視点の方でしょう。

○沼田会長

いえいえ、上の基本方針の方で。

○齋藤委員

そうですか。

ちょっと私はそういうふうに理解はできなかったんですけど。

○沼田会長

それも含めて、島田委員、どうぞ。

○島田委員

パートナーシップという言葉が、国や自治体の行政の言葉として出てきた背景には二つあって、一つは、市民、住民の力が強くなってきたということと、もう一つは、民間事業者が公共的サービスを担う次代になったことがあります。行政の民営化が進み、例えばバス運送一つとっても行政がやっているバスはどんどん減っている時代です。ほとんど民間のバス会社がやっているわけですし、鉄道も国鉄からＪＲに民営化されました。福祉も、かつては保育所はほとんど公営だったわけですが、今は、公営保育所には国からの運営補助金がなくなったこともあって、どんどん民間の保育所が増えています。高齢者福祉については、ほとんど民間がやっている時代になって、行政だけでは地域の公共的なサービス政策は成り立たなくなっています。そこで、パートナーシップということが言われるようになってきたということです。

これには両面からの意見がありまして、一つは批判的なものですが、行政と民間が一緒にやるといいながら、行政の施策そのものは行政が勝手に決めている、というものです。裁量権は行政側にあるのではないか、というのです。協働と言えるのかという批判的な意見です。もう一方の意見は、市民、パートナーシップという限り、民間側、住民側の参加がなければ成り立たないわけで、その意味では参加が進むというものです。私は、今は、パートナーシップが主張されてしかるべきかなと思います。ただその場合には、先ほど申し上げたように、やはり参加の視点が非常に重要で

あると思います。

ただ、市民参加ということを突き詰めていく場合、問題がないかということとそうでもありません。先ほどから、市民参加という言葉だけでこの総合計画の議論を進めていいかという意見がありました。その点について申し上げておくと、ご指摘があったように、本来は議会、選挙で選ばれた方々の議論が非常に重要であるということも間違いありません。実は全国的には総合計画を議会が作って、行政側が作ってきた総合計画とぶつけて議論して、作り直しているというようなところも既にあります。その意味では、議会は議会ですべていただければいいのであって、行政側は行政側で市民参加をどんどん進めていって、両者が競争し合えばいいというのが私の意見です。

ここで何か遠慮をする必要はなくて、市民参加について書いてよいのではないのでしょうか。内容上おかしいことがあったり、問題があるというようなことであるならば、議会は議会として意見を出せばいいのではないかと私は思います。

○沼田会長

はい、ありがとうございます。

○佐野委員

第1章のところですね、もっと重点施策を出してもいいんじゃないかという、百武委員からの提案があって、私もそれに賛成なんです。一方、田辺委員からは、そういうのはここにうたうべきものであるのかどうかということの疑問も出されたということで、それも分からなくもないというところもあるんですけどね。さらに、ここで重点施策を本当に出せるんだろうかというところの疑問もあります。

ただ、一方で思うのは、じゃあ全体を俯瞰した形のそういった施策、大きな施策を出す場がどこにあるんだろうかと。確かに市長が選挙、マニフェスト等に述べるというところがあるのは事実です。でも一方でですね、議会とかあるいは市民を巻き込んでとか、あるいは行政自体が総合的な何かやっている場があるのかと。すると、この総合計画の場以外にあれば、これは別ですが、ないとしたならば、ここはやっぱりそういうことをうたう一つの大きな場であるようにも思われるんですね。

それからもう一つ、基本計画がこれから、この下に来るわけですね。じゃあ基本計画ではなにをうたうんだと。やっぱり重点施策的なところはそこにも出てこないのかと。単に施策が全部同じ重みでこう羅列されるのかと、そうすると、やっぱりどこか重点的なものが出てくるところって、ここで議論することが不適切であるとは言えない、どこで出されるかというところは別にしてくださいね、実力値は分かりませんが、やっぱりどこかうたう場がほかにない以上は、ここであってしるべきでないかという気がしています。

○田辺委員

別に重点の部分に関しては、別に私は、皆さん議論する中でね、出てくればいいかなと思いますけども、感じていることは、もう一度この一番最初の【資料番号1 1－1】の最初の部分、骨子案の表現の部分を見ますと、いわゆる将来像、2ページ目の将来像の名称というのは、そのまま総合計画のタイトルになるものなのかなと。この最初に付けタイトルになるものなんじゃないのかなと思うんですね。そうすると、それが将来像という表現をするのかどうかというのがありますけれども、その上でね、私は最初にやはりその部分の視点というか、今までとちょっと違うという視点を文章化して入れていく必要はやはりあるんじゃないのかなと思うんですね。

その内容としては、私はやっぱりこの計画自体、総合計画自体が市全体の計画だというのはもちろんですけども、公開をしていくということと、参加と協働を進めていくということとね、計画策定に関して市民参加がもっともっと図られていく中で、進行管理というのも今どんどんやっているわけですが、その進行管理と、それと共に評価をしていくという話が出てきているので、そういうことを全部入れ込んで、最初にやはり文章化したものを入れると、先ほど第1章が字が少なすぎるといような話がありましたけど、私はそういう意味では、1章、2章、3章これ全部1章だなというふうに思うんですね。その程度のものじゃないかなと思っちゃうんですね。ですから、余り大きく1章とか2章とか、そんなにしないでいいような内容じゃないかなというふうに思います。

○高橋委員

もう時間だと思うので、簡単に。百武委員からちょっと御意見をいただいたので、一言申し上げたいんですが。

「一人ひとりが責任をもって」という言葉は、私も重々感じておりまして、承知もしておりまして、ワークショップでも、市民の方々も、一人一人がやっぱり責任を持たなきゃいけない、例えば朝霞市では道路が狭いので、狭い上に自転車の乗り方、マナーが悪い。非常に危ないということで、やっぱり一人一人がマナーを守ることが、みんなが、朝霞市が良くなるうえで、一人一人の市民がそういったマナーを守る、守ってほしいということが重要なことだと思います。意見が何度か出てきましたので、市民の方もそういったことは感じていると思います。それなので、非常に大切だとは思いますが。

ただ、「責任をもって」というこの文章の書き方がちょっと道徳的過ぎるので、もうちょっとどういことをしなければいけないのかなというのが分かるように書き直してほしいと思います。

あと、今よくニュースでやるのは、ごみの屋敷とか、やっぱりそういうのはあってほしくないと思いますので、そういうことです。

○村上委員

先ほどからいろいろと御意見が出ているようなんですけれども、前回私も話をしたように、この委員会の立ち位置というのが、いろいろ皆さん意見をおっしゃってくださっているけれども、果たしてこれは、みんなの意見がちゃんと言えるというか、まとめられる位置にいるのかどうかという感じがします。百武委員や佐野委員がおっしゃったように、抽象的な会に感じるんですね。

○沼田会長

はい、一応2時間のつもりで議論をしまいましたが、小池委員、では最後でお願いします。

○小池委員

さっきの続きになっちゃうのですが、やっぱり2章のところで、6ページの三つの大切にする視点というのがありますよね。この文章は、やっぱり最初からもう少しよく検討した方がいいと思います。

というのは、大切にする視点ということは、見る目だということで、最後の方に行くと思いやりとか、2とか3に行く、「あってほしい」だとか「まちにしたい」だとか、これは思いであって、大切にする視点なのかなというのが疑問になっちゃいます。

特に真ん中辺の、将来像を実現していくためには、暮らしを支える具体的な政策が必要になりますと、これのところまではいいですけど、下の方まで行きますと「私が暮らしつづけたい（暮らしつづける）まち朝霞」を実現するための具体的な計画を立てるときに、「ちゃんと」だとか「大切にされているかどうか確認したい」とかっていう、これは文言ですけども、さっきどなたかがちょっと子供すぎるのではないかなんていう御意見がありました。やっぱり大切にする視点という捉え方をするのであれば、これはやはり大人の「ちゃんと」のところを「正確」に直すとかね、それから「大切にされているかどうか確認する」というところは「重要視」という文言を使うとかね、やはりもう少し作り直した方がいいんじゃないかなと。それから、①思いやりをもって、とか②一人ひとり、③経営的な視点というところも、やはり全部もう1回最初から考えて直した方がいいんじゃないかなという思いがしました。

○沼田会長

では、時間ですので齋藤委員の話で終わります。

○齋藤委員

私がなぜ時間がないのに発言したかと言いますと、私最初は全体の構想をですね、第2章を1番最後、別のところに持って行った方がよいと先ほど提案したんですけれども、それ取り消します。というのは、島田委員の説明を聴きまして非常によく分かったんですけれども、その島田委員の説明をもってこの1章、2章、3章を見ると非常によくできていると思います。

いったい何がよく分からない問題かという、何度も出ているパートナーシップ（協働）という

表現が恐らく皆さんよく分からない。もっと直感的に、「管理」、「協力」みたいなですね、例えばです。そういうような形で書けばですね、これはこれでいいわけですね。こういうコンセプトを民間と市民と行政と協力してやりますと。

それを、次の視点で、それがちゃんとできているかどうかをチェックする。ただ、この視点の部分は、もう一度整理し直さなきゃいけないですけどね。そのあと、それぞれのこの分野ですね、チェックすればいいということになりますから、先ほどの私の発言を取り消して、構成は私はこれでよいと、ただこの２章のパートナーシップという表現と、この三つの視点ですね、この部分を再検討ということでもいいんじゃないかと思います。

○沼田会長

はい、いろいろな意見を頂戴して、ありがとうございました。

時間になりますので、ここでいったん審議を打ち切りたいと思います。

今日の意見を踏まえてですね、改めてまた皆さん御意見がおありだろうと思いますけれども、それは９月１日までにメール若しくはファクスでも何でも構いませんので、事務局にお寄せいただきたいと思います。９月１日まで、月曜までをお願いいたします。

今日の会議と、いただいた意見を踏まえてですね、１０月に開催する会議で基本構想の大筋を決定していきたいと、そういうスケジュールで進めたいと考えています。

◎３ その他

○沼田会長

続きまして、議事の３、その他について事務局から説明をお願いします。

又賀主査。

○事務局・又賀主査

２点ございます。

ただいま、会長からありましたとおり、次回の会議を１０月に開催したいと考えておりますけど、後日調整ということでよろしいですか。では、後日日程調整表を、お送りさせていただきます。

２点目としましては、もし意見、本日言い足りなかったところとか、また新たに何かございましたら９月１日までに事務局まで、電話、メール、ファクス、構いませんので御連絡いただきたいというふうに思います。そのいただいた意見を踏まえまして会長と調整させていただき、次回の会議の前までに事前に、できましたら皆さんに資料をお送りしたいというふうに考えています。よろしくをお願いします。

○沼田会長

今の説明で、質問がございませんでしたら、これで終わりたいと思います。

○鈴木（泰）委員

会長が９月１日までにとおっしゃいましたけど、あくまでもそのいただいてある【資料番号１１－１】と【資料番号１１－２】の範囲に基づいた形でやってくるということですよ。

○沼田会長

【資料番号１１－１】と【資料番号１１－２】の方がいいですけど、それ以外でも、もちろん構いません。

○小池委員

次回１０月という日程ですが、前回も日程調整表をファクスで流してもらって、各自都合の悪いとかいいとかを書いて、またファクスで送り返す形で。議会関係、１０月はいろいろ研修とか立て込んでいますので、できればそういう形でお願いします。

○事務局・又賀主査

はい、分かりました。

そのようにさせていただきます。

◎４ 閉会

○沼田会長

それ以外なければ、これで終わります。

ありがとうございました。